

第136回臨時会

南部町議会会議録

令和8年1月16日 開会

令和8年1月16日 閉会

南部町議会

第136回南部町議会 臨時会会議録目次

第1号(1月16日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	6
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論	10
○報告第5号の上程、説明、質疑	11
○報告第6号の上程、説明、質疑	12
○報告第7号の上程、説明、質疑	14
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和8年1月16日（金曜日）

第136回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第136回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和8年1月16日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第 1号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 6 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号））
- 第 7 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号））
- 第 8 報告第 4号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 9 報告第 5号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 10 報告第 6号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 11 報告第 7号 専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町重機車庫新築工事））
- 第 12 議案第 1号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 沼 畑 俊 吉 君

2番 夏 堀 剛 充 君

3番 小橋昭裕君
5番 松本啓吾君
7番 坂本典男君
9番 西野耕太郎君
11番 八木田憲司君
13番 工藤正孝君
15番 馬場又彦君

4番 工藤愛君
6番 久保利樹君
8番 滝田勉君
10番 山田賢司君
12番 中館文雄君
14番 根市勲君
16番 川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	西館昌男君	企画財政課長	菅谷信也君
福祉介護課長	戸室正樹君	健康こども課長	夏坂和徳君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
教育長	高橋力也君	社会教育課参事	柳久保正弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

◎開議及び開議の宣告

- 議長（工藤正孝君） これより第136回南部町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員長から本臨時会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

（馬場又彦議員 途中入場 午前10時04分）

- 議会運営委員長（八木田憲司君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第136回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告7件、議案1件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、1日としましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、

会議規則第126条の規定により、議長において、6番久保利樹君、7番坂本典男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、1月16日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は本日、1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本臨時会の上程は町長提出の案件が、報告7件、議案1件であります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第136回南部町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位に

おかれましては、ご出席いただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

また、先日開催いたしました南部町合併20周年記念式典及び令和8年新年互礼会に、年始のご多用中にも関わらずご出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件ではありますが、報告7件、令和7年度一般会計の補正予算案1件の、合わせて8件でございます。

順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号、専決処分した事項の報告について、ご説明いたします。

「損害賠償の額を定め和解することについて」であります。公用車を南部町在住の個人所有の建物に接触させ、損傷させた事案に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号及び第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。まず、報告第2号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に289万5,000円を追加し、予算の総額を134億4,034万1,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震への対応経費を計上するものであります。

また、報告第3号「令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に170万3,000円を追加し、予算の総額を1億1,970万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、報告第2号と同様に青森県東方沖を震源とする地震による損傷箇所の修繕経費を計上するものであります。

次に、報告第4号から第7号「専決処分した事項の報告について」であります。報告第4号及び第5号「損害賠償の額を定め和解することについて」につきましては、町有地からの倒木により、賠償の相手方が所有管理する電気引込設備及び電線などを損傷した事案に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号「損害賠償の額を定め和解することについて」であります。公用車を南部町在住の個人の車両に衝突させ、損傷させた事案に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」であります、「南部町重機車庫新築工事」に関して、工事内容の一部変更に伴い、請負代金を追加する変更契約の締結について、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、議案第1号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）」であります、歳入歳出予算の総額に、2億4,092万4,000円を追加し、予算の総額を136億8,126万5,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、国の臨時交付金及び県の補助金を財源とする物価高騰対策に係る経費及び衆議院議員総選挙に係る経費を計上するものであります。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案の内容であります、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第1号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） おはようございます。

説明資料の3ページをお開き願います。

報告第1号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」説明いたします。

要旨であります、物損事故により発生した損害賠償の額を定め和解することにつきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき、専決処分したものであります。

専決年月日は、令和7年12月11日、発生日時は、令和7年10月28日、午前9時55分、発生場所

は南部町大字大向地内、相手方は南部町在住の個人であります。

過失割合は、相手方の損害のうちの100%を負担するものでありまして、損害賠償額は9万9,000円であります。

事故の内容は、職員が公用車を方向転換させるため後退したところ、相手方自宅敷地内にある車庫のシャッター支柱に接触し、損傷させたものであります。

損害賠償につきましては、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済の保険で対応しております。

なお、この後、報告第6号でも公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて説明いたしますが、2件の事故については、相手方はもとより、議員の皆様にもご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

2件の事故は、後方確認不足や運転操作の誤りによるものであり、集中力の維持や危険予測といった安全運転の基本原則を遵守することにより防ぐことができる事故でありますので、機会あるごとに、全職員に対し、事故の防止及び交通安全に取り組むよう、周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第6、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の5ページをお開き願います。

報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」のご説明を申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり令和7年12月8日に発生いたしました、青森県東方沖を震源とする地震による災害に係る復旧経費において、令和7年度一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

7ページをお開き願います。

専決第12号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に289万5,000円を追加し、予算総額を134億4,034万1,000円とすることについて、令和7年12月12日付で専決処分を行っております。

16、17ページをお開き願います。

上段の7款1項3目の観光施設費は、令和7年12月8日発生の地震により、設備等に被害のあった農林漁業体験実習館チェリウスの災害復旧経費として、農林漁業体験実習館特別会計への繰入金170万3,000円を追加するものでございます。

中段の9款1項3目の防災費は、地震による災害対応に係る職員の時間外勤務手当として、109万7,000円を計上するものでございます。

下段の10款4項2目の公民館費は、地震により破損いたしました南部公民館のホール内にある採光窓を修繕するための経費といたしまして、9万5,000円を計上するものでございます。

ページを戻りまして、14、15ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳出予算に対する財源として、18款2項1目の財政調整基金繰入金を289万5,000円追加するものでございます。

以上のとおり専決処分したことにつきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ承認を求めるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
報告第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。
報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第7、報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の19ページをお開き願います。

報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震による災害に係る復旧経費について、令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算を補正する必要性が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

21ページをお開き願います。

専決第13号「令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万3,000円を追加し、予算総額を1億1,970万

3,000円とすることについて、令和7年12月12日付で専決処分を行ったものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、議案書の30、31ページをお開き願います。

1款総務費、管理運営費の10節需用費、修繕料に1階廊下及びレストラックロスひび割れによるクロス張替えや機械室配管破損による交換設置など、170万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

議案書のページを戻りまして、28、29ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金170万3,000円を増額は、先ほど説明申し上げました歳出の増額に伴い、一般会計から繰り入れするものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

.....
◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第8、報告第4号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第4号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、町道における物損事故の損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

内容でございますが、発生日時は令和7年11月1日午前10時頃、発生場所は南部町大字塚渡地内、相手方は南部町在住の個人の方であります。

過失の割合は、相手方の損害の100%を負担するもので、損害賠償金は73万5,000円、示談日は令和7年12月25日であります。

事故の内容は、暴風により、町が管理している東あかね下水道処理場の用地の倒木があり、相手方が所有管理する電気引込設備及び電線などを損傷したものであります。

報告第4号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第9、報告第5号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の7ページをお開き願います。

報告第5号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」ご説明申し上げます。

要旨でございますが、町道における物損事故の損害賠償の額を定め和解することについて、専決処分したものを地方自治法の規定により報告するものであります。

内容でございますが、発生日時は令和7年11月1日午前10時頃、発生場所は南部町大字塚渡地内、相手方は、東あかね共聴組合であります。

過失の割合は相手方の損害の100%を負担するもので、損害賠償金は11万5,000円、示談日は令和7年12月25日であります。

事故の内容は、暴風により、町が管理している東あかね下水道処理場用地からの倒木があり、相手方が所有管理しているテレビ共聴用の柱と支線及び通信線などを損傷したものであります。

報告第5号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第10、報告第6号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 説明資料の8ページをお開き願います。

報告第6号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」説明いたします。

要旨であります。対車両事故により発生した損害賠償の額を定め和解することにつきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の規定に基づき、専決処分したものであります。

専決年月日は令和8年1月9日、発生日時は令和7年10月26日午後0時20分、発生場所は南部町大字剣吉地内、相手方は南部町在住の個人であります。

過失割合は、相手方の損害のうちの80%を負担するものでありまして、損害賠償額は12万4,520円であります。

事故の内容は、職員が公用車で十字路を右折したところ、右前方から進行してくる相手方車両に気づき、ブレーキを踏もうとしたが誤ってアクセルを踏んでしまい、相手方車両の側面に接触し、損傷させたものであります。

損害賠償につきましては、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済の保険で対応しております。

報告第1号の繰り返しとなりますが、ご心配をおかけしましたことについてお詫び申し上げます、再発防止に努めてまいります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。10番、山田賢司君。

○10番（山田賢司君） ちょっとお聞きしたいのが、いま車両の運転支援システム自動ブレーキが付いている車両があるわけですが、この2つの事故は、そういう車両ではなかったということよろしいのですか。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回2件の事故の車両は、そういった支援システムでありますとかが付いていない古いタイプの公用車でございました。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 山田賢司君。

○10番（山田賢司君） いま事故防止のためにそういう支援システムの車がもう義務付けられている時代でございます。出来るのであれば公用車を定期的にそういう入れ替え等を含めて進めていただければ、事故も少しは減るのではないかなと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第6号を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第11、報告第7号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町重機車庫新築工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の9ページをお開き願います。

報告第7号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町重機車庫新築工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和8年1月13日、工事名は南部町重機車庫新築工事、工事場所は南部町大字福田地内、契約の相手方は南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2の株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築。

変更前の請負代金1億8,084万4,400円に請負代金の4.92%にあたる890万5,600円を増額したものであります。

変更内容の主なものは、掘削発生土の仮置き場所の変更、2階倉庫の転落防止柵の追加、現

地精査による数量の変更などによるものです。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第1号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の41ページをお開き願います。

議案第1号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億4,092万4,000円を追加し、予算総額を136億8,126万5,000円とするものでございます。

50、51ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

2段目、2款総務費4項選挙費の4目衆議院議員総選挙費は、衆議院総選挙に係る経費といたしまして、1,799万1,000円を計上し、県委託金の選挙費委託金を同額充当するものでございます。

3段目、2款総務費5項統計調査費の1目統計調査費は、本年度に実施した国勢調査における調査員による報告会経費といたしまして、9万円を計上し、県委託金の統計調査費委託金を

同額充当するものでございます。

次に、52、53ページをお開き願います。

2段目、3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費に住民税非課税世帯に対し、灯油購入費として5,000円を助成する生活困窮者に対する灯油購入費助成事業の経費として、1,452万円を計上し、財源として国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金750万円と県補助金の生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金550万円の、合わせて1,300万円を充当するものでございます。

3段目、3款民生費2項児童福祉費の1目児童福祉総務費に、児童手当支給対象者に対象児童1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当給付事業の経費として、3,695万円を計上し、財源として国庫補助金の物価高子育て応援手当補助金を同額充当するものでございます。

54、55ページをお開き願います。

1段目、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費に、住宅地にクマが出没した場合など、対応に当たる職員等が安全確保のため使用する防護シールドや防護帽を購入いたします有害鳥獣捕獲体制強化事業の経費として44万円を計上し、財源として県補助金の有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金を同額充当するものでございます。

2段目、7款商工費1項商工費の1目商工業振興費に、町民1人につき1万円分の商品券を交付する、物価高対応商品券交付事業の経費として、1億7,093万3,000円を計上し、財源として国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額充当するものでございます。

また、既に行っているプレミアム商品券発行事業に、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,080万円を充当し、充当済みである地域振興基金繰入金を減額する財源更正も行うものでございます。

その他、国庫補助金等の財源更正を行ったことにより、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費、10款教育費1項教育総務費2目事務局費に地域振興基金繰入金をそれぞれ充当し、一般財源との財源更正を行っております。

ページをお戻りいただきまして、48、49ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

歳入のうち、特定財源として充当されるものについては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございますが、本補正予算の歳入歳出の差額を調整する財源といたしまして、4段目18款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金に7,928万円を繰り戻して対応するものでござい

す。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。山田賢司君。

○10番（山田賢司君） ページ数が54ページ、7款の商工費の部分でございます。

18節の補助金商品券発行事業ですが、発行する予定の期日等、いつ発行するのかそういう予定があるのであればお聞きしたいんですが。

○議長（工藤正孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議会の承認後に、この後事業を進めてまいります。

商品券の発行や登録店との確認に時間が多少要しますし、現在発行している特別プレミアム商品券のほうの使用期限が3月15日となっております。その時期にまた商品券を発行すると、町民、取扱店のほうでも混乱を招く恐れがございますので、4月交付を目指して事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。
議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。
(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第136回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提案いたしました議案につきましては、慎重審議のうえ、原案のとおりご議決、ご承認を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました「物価高騰対応商品券、灯油購入費用助成及び物価高対応子育て応援手当給付金」の各事業につきましては、対象となる町民の皆様に、一日でも早く支給することができるよう作業を進めてまいります。

さて、昨年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震の発生からひと月が経過しました。

当町では負傷者が1名と家屋被害のほか、町の施設における設備破損が発生しましたが、道路等のインフラも含め被害が拡大しなかったことは幸いでありました。また、このひと月で全国各地において地震と大規模な山林火災が発生しておりますが、いつ起こるか予測ができない自然災害に備え、引き続き、防災・減災対策に万全を期してまいります。

結びになりますが、これから本格的に厳しい寒さが続く時季となりますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、より一層のご活躍を祈念申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これをもちまして、第136回南部町議会臨時会を閉会します。
(午前10時40分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤正孝

署名議員 久保利樹

署名議員 坂本典男